

17-2 地域概況調査

地域概況調査では、次の2点を明らかにするために、国指定の文化財のうち、土地に密接な有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物及び伝統的建造物群、県指定、市町村指定の文化財並びにそれらと同様の価値を持つと考えられる文化財を対象として、既存資料の収集、空中写真の判読、県及び市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。）へのヒアリング、可視領域解析及び概略踏査を実施する。

①指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の概要

②注目すべき指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布及び特性

結果は、①については、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地のリスト、②については、注目すべき指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の概略分布図及びそれらの特性等の概要表を作成して取りまとめる。

なお、調査対象地域は、事業地を中心とする概ね20km四方とするが、場合に応じて拡大し、又は縮小する。

1 指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の概要

調査対象地域における指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地を資料調査等により抽出・整理して、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地のリストを作成し、合わせてその概略分布図を作成する。これを元にして教育委員会等の意見を参考にして、調査対象地域における指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況について説明する。

2 指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布及び特性

先に作成した指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地のリストから、環境保全上注目すべき指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地を抽出し、その注目すべき理由（抽出根拠）、概要（規模、内容）、文化財の指定状況及び情報源等を表にまとめる。

注目すべき指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地とは、文化財保護法、条例により指定されているもの、既往の調査により自然性や歴史性等の観点から選定されているもの等である。

また、概略分布図は、原則として1/25,000程度の縮尺の地形図をベースとして作成することとするが、既存資料の精度が低い場合には、1/50,000の縮尺でもやむを得ないこととする。

17-3 現況調査

1 調査地域

調査地域は、事業の実施区域及びその周辺とし、事業の実施により文化財及び周辺の景観（環境）並びに埋蔵文化財に損傷等の影響が及ぶおそれのある地域とする。

2 現地調査

(1) 文化財の状況

既存資料により把握された分布状況を元に、教育委員会等の意見を参考にして現地での聞き取り調査の方法による。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

ア 周知の埋蔵文化財包蔵地

既存資料により把握された分布状況を元に、教育委員会等の意見及び史誌等の既存資料を参考に現地調査を行う。

イ 周知されていない埋蔵文化財包蔵地

既存資料により把握された分布状況を元に、教育委員会等の意見及び史誌等の既存資料を参考にして、次に掲げる現地調査を行う。

(ア) 地理的観察

(イ) 表面採集

(ウ) 聞き取り調査

なお、以上の調査によっても事業の内容により予測に必要な成果が得られない場合は、試掘調査等を実施する。

17-4 予測

1 予測項目

予測事項は、規模及び地域の概況を勘案し、次に掲げる事項のうちから必要なものを予測する。

(1) 文化財

ア 文化財の現状変更の程度又は周辺地域の文化財の損傷の程度

イ 文化財の周囲の環境の改変等の程度

(2) 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

2 予測手法

予測に当たっては、教育委員会等（必要があれば文化庁）との協議を踏まえて行うこと。

(1) 文化財

現状調査結果、事業の計画内容を元に、他の項目の予測結果を勘案し、総合的に行う。または、類似事例を参考にして予測する方法による。

(2) 埋蔵文化財

現状調査結果、事業の計画内容を元に、改変の程度を予測する。

3 予測地域

予測地域の範囲は、調査地域の範囲に準じる。

17-5 評価

1 評価の基本的な手法

(1) 影響の回避・低減に係る評価

指定文化財は、一度破壊されるとその再生が困難であることから、指定文化財そのものの改変は回避するとともに、指定文化財の周囲の景観や環境についても、文化財の保存と活用を図る上で重要な要素であることから、指定文化財に重大な影響を及ぼすことが想定される、隣接地における景観や環境の改変は回避することを基本的な考え方とした上で、環境保全措置について、対象事業の実施に伴う文化財及び埋蔵文化財包蔵地への影響が可能な限り回避・低減されていること及びその程度について評価する。

(2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は